

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

高砂市総合戦略推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

兵庫県高砂市

### 3 地域再生計画の区域

兵庫県高砂市の全域

### 4 地域再生計画の目標

本市の人口は、1995年の97,632人をピークに減少し、2015年の国勢調査によれば、91,030人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045年には64,963人となり、2015年と比較して約71%となる見込みである。

年齢3区分別人口の推移について、14歳以下の年少人口及び15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は年々減少する一方で、65歳以上の人口割合は増加している（2020年4月末時点で年少人口13%、生産年齢人口58%、老年人口29%であり、2045年には年少人口11%、生産年齢人口52%、老年人口37%）。なお、2040年には、10人に3.4人の割合で、2060年には、10人に3.8人の割合で、65歳以上となることが予想されている。

自然動態について、出生数は、2003年に870人と2002年の975人と比べると目立った減少があり、その後少し盛り返すものの、再び減少に転じている。一方、死亡数については、老年人口の増加を反映し上昇しており、2010年には死亡数873人と出生数858人を上回り、「自然減」の状態となっている。2018年には362人の自然減となっている。

社会動態について、2008年（平成20年）に転入数が転出数を上回っているが、1998年（平成10年）以降、概ね、転出数が転入数を上回る「社会減」が続く状況となっており、2018年には363人の社会減となっている。

そして2018年の数値によると転入・転出により移動している人の割合は、生産年齢人口が70%を占めている。また、社会減に関して性別・年齢別に分類を行うと、16歳から30歳の男性が125ポイントで一番多く、次いで同年代女性の95ポイントで2番目となり、31歳から45歳の男性が80ポイントと3番目の数値を示している。この結果については、本市の基盤産業が製造業であり、その従業員数や雇用機会の減少に伴って若者の市外への流出が多いことが考えられる。

このままの状態が続くと、以下の4点からの影響が考えられる。まず第1に、総人口数の減少により地域の消費の減少による地域の利便性の低下、空き家・空き店舗の増加が考えられる。第2に生産年齢人口の割合の減少により地域の活動力・文化の継承の低下、税収の減少による市民サービスの低下が挙げられる。第3に老年人口の割合の増加により社会保障費が増大し個人の負担が増大する。第4に年少人口の減少によりさらなる少子高齢化の進行等の課題が生じる。

これらの課題に対応するため、若い世代の転出を抑制することや女性の転入数を増加させ、定住を促進するための取り組みを進めるとともに、まちの活性化による雇用場所等の増加や、誰もが住みよいまち、子育てしやすいまちづくりを通して、転入促進と出生数を増加させるための施策も実施する。

なお、具体的な事業の実施に当たっては、次の4つの基本目標を掲げ、行政のみで取り組むのではなく、市民、団体、産業界、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等多様な主体と連携する。

- ・基本目標1 「ひと」の定着・還流・移住の流れを創ります。
- ・基本目標2 結婚・出産・子育ての「きぼう」をかなえる環境を創ります。
- ・基本目標3 産業の振興を図り、「しごと」を創ります。
- ・基本目標4 将来にわたって元気な「まち」を創ります。

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	転出超過者数	565人	0人	基本目標1

イ	合計特殊出生率	1.45	1.60	基本目標 2
ウ	常住地による就業者数	19,500人	19,501人	基本目標 3
	製造品出荷額等	7,960億円	1兆円	
	市内事業所従業者数	46,197人	46,198人	
エ	「住みよい」と感じる人の割合	73.5%	85%	基本目標 4
	「住み続けたい」と感じる人の割合	77.3%	85%	

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

#### ① 事業の名称

高砂市総合戦略推進事業

ア 「ひと」の定着・還流・移住の流れを創る事業

イ 結婚・出産・子育ての「きぼう」をかなえる環境を創る事業

ウ 産業の振興を図り、「しごと」を創る事業

エ 将来にわたって元気な「まち」を創る事業

#### ② 事業の内容

ア 「ひと」の定着・還流・移住の流れを創る事業

大企業が立地する本市の特性を活かし、多くの企業従業員の方に高砂市内に住んでもらうこと、また、就職や結婚等によって市外へ転出した人に「ふるさと高砂」に戻ってもらうこと、新たな住まいを探している方に住みよいまちとして本市が選ばれること等の施策に取り組むとともに、市の内外へ高砂市のまちの魅力を発信することが必要である。

また、性別・年齢階層別の人口移動を見ると若者の移動が大きく、とりわけ若い女性が男性に比べて少ない人口構成となっていることから、女性から選ばれるまちとなる施策が重要である。

これらを総合的に実施することに併せて、誰もが高砂市で暮らすことに、より愛着と誇りが持てる施策を行うことが必要である。

#### 【具体的な取組】

- ・新婚世帯家賃等補助事業の実施
- ・女性活躍推進事業
- ・未来戦略推進活動支援補助事業 等

### イ 結婚・出産・子育ての「きぼう」をかなえる環境を創る事業

子どもは地域・社会の宝である。

子どもを社会全体で育てる観点が重要であり、次代を担う子どもたちのために、地域資源を活かした教育環境の整備や医療・福祉の充実した子育てしやすい環境づくりに努めるとともに、子どもを育てるという幸福感、子どもの夢と子育てへの喜びを家族や地域で共有できるまちづくりが必要である。

また、若者が社会に参画し、自己実現を図りながら地域で活躍できる場づくりを進めるとともに、若い世代の流入につながるよう、出会いから結婚・妊娠・出産・子育てへの切り目のない支援等少子化・人口減少を克服する取組が必要である。

本市で育つ子どもたちが、安全で安心してのびのびと暮らせるまちづくりが重要となる。

#### 【具体的な取組】

- ・学童保育所及び保育所の待機児童ゼロの堅持
- ・病児保育事業の推進
- ・産後ケア事業の実施 等

### ウ 産業の振興を図り、「しごと」を創る事業

国内有数の企業を含め多くの事業所に恵まれた立地環境を地元雇用に結びつけ、若者の定住を促進するとともに、多様な人材が活躍できる就労環

境を整備することが必要である。

加えて、地域経済のさらなる振興を図るため、地域における安定的な雇用機会を増やせるよう、きめ細やかな中小企業への支援を行うとともに、多様な事業分野での創業を支援することや新たな地域ブランドの開発、また、人口減少にある第1次産業での地域資源を活用した6次産業化の推進に取り組む必要がある。

さらに、まちの魅力を発信することによって観光文化を交流人口の拡大につなげ、定住人口の増加を引き出すとともに、地域消費に結びつく仕組みを構築しなければならない。

#### 【具体的な取組】

- ・地元企業合同就職面接会の開催・若者しごと相談や就職支援セミナーの開催
- ・歴史文化活用地域活性化推進事業

等

### エ 将来にわたって元気な「まち」を創る事業

本市の転出超過の状況を克服するためには、暮らしやすさを実感してもらい定住に結びつくようなまちの魅力を創出する必要がある。

市民の日常生活を支える都市機能の利便性と快適性の向上を図るとともに、生活圏の拡大に伴う市域を越えた様々な行政サービスを提供する広域行政施策の充実が必要である。

また、高齢者等の交通弱者の暮らしへの配慮や住み慣れた地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムの構築が求められる等、都市の総合力をアップし、質の高い生活機能を創出することが必要である。

このようななか、現在の人口減少・超高齢社会の伸展のもとで、従来にまして都市機能を集約した集約型のまちづくりが求められているとともに、参画と協働、官民連携のもと地域資源や行政資源をより有効に活用していく必要がある。

#### 【具体的な取組】

- ・JR曾根駅周辺整備
- ・コミュニティバスの利便性の向上
- ・認知症高齢者対策の推進

等

※なお、詳細はたかさご未来総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

10,000,000千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月頃に産官学金労言、市民団体の代表及び市民公募委員を含む外部委員で構成される高砂市総合政策審議会において、効果検証を行う。翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに高砂市公式ホームページで公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

### 5-3 その他の事業

#### 5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）（厚生労働省）：【B0908】

高砂市内の安定的な雇用機会の増大を図るため、5-2②ウに対し地方創生応援税制に係る寄附を行い、事業所の設置・整備、地域求職者の雇入れを行った場合、企業が地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）の支給申請を行うために必要な地方創生応援税制に係る寄附受領証を発行する。

#### 5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

## 6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで